

一般社団法人 日本照明工業会 御中

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室
(一社)住宅性能評価・表示協会

貴団体の会員に対する建築物省エネ法に係る準備状況等の調査について（依頼）

平素より、住宅生産行政の推進にご理解・ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成29年4月1日より、建築物省エネ法の規制措置が施行され、2,000㎡以上の非住宅建築物について、新築時等に省エネルギー基準への適合を義務化することとしております。また、これにともない、省エネルギー基準への適合義務対象となる建築物（義務対象建築物）に使用する建材・設備機器について、工事監理等の際に、原則として、所定の条件で測定・試験された性能値等であることを、第三者認証書や自己適合宣言書により確認することとしております。

先般、貴団体の会員である建材・設備機器メーカーに、上記の内容の詳細について説明をさせていただいたところですが、今般、貴団体の会員である建材・設備機器メーカーを対象に、第三者認証書や自己適合宣言書の準備状況等について、下記のとおり調査をさせていただきたいと考えておりますので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 調査内容

- ①第三者認証書や自己適合宣言書の必要性の認識について
- ②第三者認証書や自己適合宣言書の準備状況について
- ③第三者認証書や自己適合宣言書の公表状況について
- ④省エネ基準に係る工事監理のための建材・設備機器リンク集[※]について

※ (一社)住宅性能評価・表示協会のHP上に設けられている、建材・設備機器が所定の性能値等を有していることを証する書類（第三者認証書や自己適合宣言書）を入手するためのポータルサイト。工事監理等において活用可能。

2. 回答方法等

回答方法：下記URLのアンケートフォームに必要事項を入力

(<https://www2.hyokakyokai.or.jp/enq/setsubi2/>)

回答期限：平成29年3月17日（金）

3. 問い合わせ先

国土交通省 住宅生産課 建築環境企画室 川田・歌代 電話：03-5253-8940

(一社)住宅性能評価・表示協会 宇治田・菅野・野中・中山 電話：03-5229-7440

mail: link1@hyokakyokai.or.jp

建築物省エネ法に係る準備状況等の調査

工業会名称	
企業名称 部署名称	
担当者名 担当者メール 担当者TEL	
対象とする建材・ 設備機器※	選択肢から選択

※ ご回答者様において、準備状況等を把握されている建材・設備機器を選択してください。

【① 第三者認証書や自己適合宣言書の必要性の認識について】

Q1. 建築物省エネ法に基づき省エネルギー基準への適合義務の対象となる建築物（2000㎡以上の非住宅建築物。以下「義務対象建築物」。）に使用する建材・設備機器については、工事監理等の際に、原則として、所定の条件で測定・試験された性能値等であることを、第三者認証書や自己適合宣言書により確認されることとなります。

このため、義務対象建築物に使用される省エネルギー計算に係る建材・設備機器（以下「対象建材・設備機器」）については、建材・設備機器メーカーにおいて、事前に、第三者認証書や自己適合宣言書を用意しておく必要がありますが、このことを知っていましたか。

A

- 知っていた。
- 知らなかった。

【② 第三者認証書や自己適合宣言書の準備状況について】

Q2. 対象建材・設備機器の第三者認証書や自己適合宣言書の準備に係る方針を教えてください。

A

- 準備する方針である。
- 準備しない方針である。

Q3. Q2で「準備しない方針である。」を選択された方にお尋ねします。準備しない方針としている理由を教えてください。

A

- 製造・販売しているのが住宅や小規模建築物用の建材・設備機器であり、義務対象建築物での使用を想定していないため。
- モデル建物法等の計算プログラム上、選択可能な仕様に基づき省エネ計算がなされることを想定しているため。
- 製造・販売しているのが量産品ではなく、個別の建築物に合わせて調整する製品であることから、その都度対応することを想定しているため。
- その他（自由記述）

Q4. Q2で「準備する方針である。」を選択された方にお尋ねします。準備する時期について教えてください。

- 既に準備済みである。
- 平成29年4月1日までに準備する予定である。
- 平成29年秋頃までに準備する予定である。

【③ 第三者認証書や自己適合宣言書の公表状況について】

Q5. Q2で「準備する方針である。」を選択された方にお尋ねします。対象建材・設備機器の第三者認証書や自己適合宣言書を貴社のホームページに掲載しますか。方針をお答えください。

A

- 掲載する方針である。
- 掲載しない方針である。

Q6. Q5で「掲載しない方針である。」を選択された方にお尋ねします。掲載しない方針としている理由を教えてください。

A

- 製造・販売しているのが住宅用・小規模建築物用の建材・設備機器であり、義務対象建築物での使用をあまり想定していない、一般に公表する必要性が低く、その都度対応することを想定しているため。
- 製造・販売しているのが量産品ではなく、特殊性の高い製品であることから、事前に公表する必要性が低く、その都度対応することを想定しているため。
- その他（自由記述）

Q7. Q5で「掲載する方針である。」を選択された方にお尋ねします。掲載する時期について教えてください。

- 既に掲載済みである。
- 平成29年4月1日までに掲載する予定である。
- 平成29年秋頃までに掲載する予定である。

【④ 省エネ基準に係る工事監理のための建材・設備機器リンク集について】

Q8. 工事監理者等の手続きを合理化・簡素化するため、一般社団法人住宅性能評価・表示協会において、対象建材・設備機器の第三者認証書や自己適合宣言書が掲載された各メーカーのホームページのリンク集[※]を構築しているところです。貴社のホームページをこのリンク集へのリンクすること（登録は無料）について、同意いただけますでしょうか。なお、リンクをする際には、一般社団法人住宅性能評価・表示協会において、省エネ計算に必要な情報が掲載されているかどうか等、無償にて最低限の情報を確認させていただきます。

※ 温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト。概要は別紙をご参照ください。

A

- 同意する。
- 同意しない。

以上です。ご協力ありがとうございます。